

令和 2 年度岐阜市食品衛生監視指導計画の実施結果(概要版)

食品衛生法第 24 条及び「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針(平成 15 年厚生労働省告示第 301 号)」に基づき令和 2 年度岐阜市食品衛生監視指導計画を定め、監視、指導等を実施し、その結果をまとめましたので報告します。

1 監視指導について

危害度の比較的高いと考えられる施設については、監視目標数の合計 1,292 回に対し 845 回の監視を実施し、実施率 65.4%でした。全体としては市内 9,100 施設について、延べ 3,981 回の監視を実施しました。

岐阜市中央卸売市場では、59 回の早朝監視を行いました。

2 試験検査について

(1) 食品の衛生検査

市内で製造・流通する食品のうち 306 検体について岐阜市保健所が収去し、岐阜市衛生試験所で検査を実施した結果、岐阜市食品衛生指導基準を満たさないものが 6 検体あり、施設に対して改善指導を実施しました。

区 分	実施検体数	違反検体数	
		法規格基準違反	
収去検査	306	法規格基準違反	0
		岐阜市食品衛生指導基準不適合	6
化学物質等	(80)		0
アレルギー	(15)		0
輸入食品等	(12)		0

()は再掲

上記以外に、岐阜市食肉衛生検査所にて、食肉について残留抗生物質等の検査を 764 検体実施したところ、すべて基準を満たしていました。

検査内容	目標数	実施数	実施率(%)
残留抗生物質等	750	764	101.9

(2) と畜場及び食鳥処理場における衛生状況の確認検査

岐阜市食肉衛生検査所がふきとり検査及び HACCP 外部検証の試行として「切除法」を合計 626 検体実施し、その結果に基づいて従事者の衛生指導を実施しました。

(3) BSE(牛海綿状脳症)検査について

岐阜市食肉衛生検査所に、BSE検査の検査対象となる牛の搬入はありませんでした。

3 食中毒発生状況について

令和 2 年度は 4 件の発生がありました。

発生日	原因施設	患者数(人)	病因物質
9 月 8 日	飲食店	3	カンピロバクター・ジェジュニ
10 月 20 日	飲食店	2	カンピロバクター・ジェジュニ
11 月 29 日	飲食店	2	カンピロバクター・ジェジュニ
1 月 3 日	飲食店	2	カンピロバクター・ジェジュニ
合 計		9	

4 計画の実施状況及びリスクコミュニケーションの実施

(1) 実施状況

夏期及び年末の一斉取締りを実施しました。

また、食中毒防止のため夏季に食中毒警報を、冬季はノロウイルス食中毒注意報を発令し、注意喚起を行いました。

(2) 市民とのリスクコミュニケーション

①「食品の安全・安心シンポジウム」の開催

「ゲノム編集応用食品」をテーマにシンポジウムを開催しました(岐阜県と共催、参加者 97 名)。

②「出前講座」の実施

市民から依頼を受け食品衛生に関する出前講座を実施しました。テーマ別に、食品表示や食中毒予防について(講座開催数 1 回、参加者 12 名)や、正しい手洗い体験について(講座開催数 1 回、参加者 65 名)実施しました。

③「市民健康まつり」は中止

例年市民健康まつりにおいて、手の汚れが数値化される検査機器を利用して、正しい手洗い指導を行いますが、新型コロナウイルス感染防止のため令和 2 年度は中止となりました。

④「子ども一日食品衛生監視員(家族で学ぶ、食の安全)」の実施を中止

市内の小学生とその保護者を対象に、食品衛生の知識や食品に対する関心を高めてもらうため、食品衛生監視業務の一日体験を計画しましたが、新型コロナウイルス感染防止のため開催を中止しました。

⑤ 児童への啓発

食品の安全性に関する正しい知識を持ってもらうため、児童向け学習教材「太郎さんの食中毒事件簿」を作成し、小学校で授業教材として利用してもらいました(配布部数 4,088 部)。